

令和9（2027）年度教育実習に関する申込要項

2026年4月7日

1. 教育実習希望者は、原則として筑紫女学園高等学校を卒業した者であること。
2. 教育実習希望者は、卒業後教職に就くことを強く希望している者であって、教職に必要な単位を修得する見込みがあり、かつ学力・人物ともに将来教職に携わるに相応しい者であること。
3. 教育実習の申込受付を2026年8月21日（金）の10：00から行うので、本校に集合すること。事前の申込は不要。当日は各大学で指導されている髪型・化粧・服装で来校すること。ただし、部活動の公式戦・海外留学など、公的な理由で上記日程での申込ができない場合には、2026年6月末までに教育実習係（石塚）に直接電話で相談すること。
4. 教育実習の申込受付について、必ず本人が来校し以下の手続きを行うこと。
 - （1）「教育実習生受入内諾依頼書」（学長印があるもの）、「教育実習生受入内諾書」、「教育実習生受入内諾書」送付のための返信用封筒（長形3号または大学が準備した封筒、大学の住所や宛先が記載されている、110円切手貼付または後納の印が押されている）の3点を持参する。
 - （2）「2027年度教育実習申込書」（当日配布）に必要事項を記入し、提出する。
 - （3）事前指導を受ける。
5. 申込で来校した際は、「教育実習申込書」の記入、および事前指導などで1時間程度を要する。
6. 教育実習の申込受付後の手続きについては、以下のとおりとする。
 - （1）2026年10月末までに、本校は各大学へ「教育実習生受入内諾書」を発送する。
 - （2）2027年4月末までに、本校は各大学より「教育実習生受入依頼書」を受け取る。
 - （3）教育実習生は、2027年4月26日（月）以降に早めに本校に連絡し、教育実習期間、教科およびHR指導教員を確認しておくこと。その後、指導教員と連絡を取り、事前指導の打ち合わせ日程を決定すること。
 - （4）2027年5月末までに、本校は各大学へ「教育実習生受入承諾書」を送付する。
7. 諸注意
 - （1）教育実習期間の前に集合することはありません。なお、教育実習初日は8：00に教育実習生控室に集合すること。
 - （2）教育実習初日の1限目にオリエンテーションを行う。
 - （3）教育実習前に麻疹の予防接種を済ませておくこと。
 - （4）教育実習期間中は教育実習に専念すること。
 - （5）養護教諭の実習は受け付けておりません。
 - （6）同一教科で実習希望が集中した場合、他学校での教育実習や、所定の教育実習期間とは異なる時期での教育実習をお願いする場合があります。